

需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇送配電株式会社（以下「乙」という。）は、2020年〇〇月〇〇日付の需給調整市場に関する契約書（以下「原契約」という。）に付帯して、取引規程（需給調整市場）第62条（細目的事項）(3)，(4)もしくは(5)のいずれかまたは複数に該当する場合の取扱いに関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（適用，用語の定義）

第1条 本覚書における次の用語は，それぞれ次の意味で使用する。

(1) 不落ブロック

甲が単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合）を用いて需給調整市場に入札した結果，約定希望 Δ kWに対して全部が約定しなかったブロック

(2) 一部不落ブロック

甲が単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合）を用いて需給調整市場に入札した結果，約定希望 Δ kWに対して一部が約定しなかったブロック

(3) 連続入札単位

甲が需給調整市場に複合市場商品または三次調整力②ごとに2ブロック以上連続して入札したブロックのかたまり。ただし，起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した場合は，商品区分をまたぎ2ブロック以上連続して入札したブロックのかたまりであっても連続入札単位として扱う。

(4) 約定間不落ブロック

甲が同一リソースを連続入札単位で入札した結果，約定希望 Δ kWに対して全部または一部が約定したブロックには含まれた不落ブロック

(5) 起動費未回収分相当額

甲が卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kWを確保した電源の起動費を Δ kW単価に含み入札した場合であって，以下に該当する場合に Δ kW単価に含まれる当該起動費に相当する単価分が未回収となった起動費相当額

イ 連続入札単位において，連続入札単位のうち，一部のブロックが不落ブロックまたは一部不落ブロックとなった場合

ロ 1ブロックのみに入札し，一部不落ブロックとなった場合

ハ 起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含めて入札し，いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落

ブロックとなった場合

(6) 最低出力までの発電電力量の機会費用

甲が卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kWを確保したことにより生じる当該電源の最低出力までの発電電力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とする）と限界費用との差額または、約定ブロックにおいて Δ kWを供出する電源について不落ブロックにおいても最低出力を維持したことにより生じる当該電源の最低出力までの発電電力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とする）と限界費用との差額

(7) 停止・再起動にかかる費用

甲が約定間不落ブロックにおいて当該電源を停止し当該約定間不落ブロックの次のブロックの Δ kWを供出するために、当該電源を追加的に起動並列するためにかかった費用

(8) 起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格

甲が入札時に起動供出機および持ち下げ供出機における関係規程類において望ましいとされる入札価格を加重平均した価格（起動供出機の約定順位を優先させることを目的として起動供出機の入札価格を当該加重平均した価格から傾斜をつけた起動供出機および持ち下げ供出機の価格を含む）

(9) 起動供出機（加重平均単価）

甲が起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を算定する際に用いた、起動供出機

(10) 持ち下げ供出機（加重平均単価）

甲が起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を算定する際に用いた（9）起動供出機（加重平均単価）に関係する持ち下げ供出機

(11) 起動供出機加重平均ブロック

甲が起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を用い起動供出機（加重平均単価）を連続入札単位で入札したブロック（起動供出機（加重平均単価）を1ブロックのみ入札し、約定しているブロックを含む）

(12) 最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（起動供出機）

甲が卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kWを確保したことにより生じる起動供出機の最低出力までの発電電力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とする）と限界費用との差額で起動供出機（加重平均単価）に含まれる起動供出機分の機会費用相当額

(13) 最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（持ち下げ供出機）

甲が卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し Δ kWを確保したことにより生じる起動供出機の最低出力までの発電電力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とする）と限界費用との差額で持ち下げ供出機（加重平均単価）に含まれる起動供出機分の機会費用相

当額

(14) 加重平均起動費未回収分相当額

甲が、起動供出機加重平均ブロックにおいて、起動供出機（加重平均単価）を入札した結果、連続入札単位のうち一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックとなった場合（1ブロックのみに入札した結果、一部不落ブロックになった場合も含む）、起動供出機（加重平均単価）の起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合、または持ち下げ供出機（加重平均単価）を入札した結果、一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックとなった場合に、以下の算定式から算出される起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）の Δ kW単価に含まれる起動供出機の起動費等が未回収となった起動費相当額

イ 持ち下げ供出機（加重平均単価）の場合

起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格から最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（持ち下げ供出機）および持ち下げ供出機（加重平均単価）の加重平均前の関係規程類において望ましいとされる入札価格を差し引いた価格

ロ 起動供出機（加重平均単価）の場合

起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格から最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（起動供出機）および起動供出機（加重平均単価）の一定額等を差し引いた価格

(15) 不約定単価内訳兼起動費事後精算情報

起動費未回収分相当額（加重平均起動費未回収分相当額を含む）および最低出力までの発電電力量の機会費用（最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額を含む）または停止・再起動にかかる費用を事後的に精算する場合に甲が乙へ提出する情報。なお、当該情報は、第5条に定めるものとする。

(16) 不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式

不約定単価内訳兼起動費事後精算情報を記載した提出様式

(17) 経済差替え

取引規程（需給調整市場）第62条（細目的事項）(5)に定める単独発電機または各リスト・パターンの差替え

(18) 差替後加重平均価格

甲が起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）に係る電源の一部または全部について経済差替えをするときに、起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を算定した起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）のうち、経済差替えを行わない起動供

出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）および差替え後の電源の関係規程類において望ましいとされる入札価格を加重平均した価格（ただし、複合市場商品の場合で、上限価格を超過しているときは、上限価格を用いる。）。

(19) 差替前 Δ kW単価

甲が経済差替えをする際の差替え前の電源の Δ kW約定単価。ただし、当該電源の Δ kW約定単価に持ち下げ単価分を含む場合は持ち下げ単価分を差し引いた単価（複合市場商品の場合で、上限価格を超過しているときは、上限価格を用いる。ただし、持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格を下回るときは、持ち下げ単価分を差し引いた単価を用いる。）。

(20) 差替後 Δ kW単価

甲が経済差替えをするときに需給調整市場システムに登録した Δ kW単価。ただし、当該電源の Δ kW約定単価に持ち下げ単価分を含む場合は持ち下げ単価分を差し引いた単価（複合市場商品の場合で、上限価格を超過しているときは、上限価格を用いる。ただし、持ち下げ単価分を差し引いた単価が上限価格を下回るときは、持ち下げ単価分を差し引いた単価を用いる。）。

(21) 差替後電源 Δ kW単価（本来）

甲が経済差替えをするときに需給調整市場システムに登録できなかった差替え後の電源の関係規程類において望ましいとされる Δ kW単価。

また、起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格で入札し、約定した電源のいずれかまたは全てについて経済差替えをするときは、差替後加重平均価格を用いる。

(22) 等分メリット単価分

差替後 Δ kW単価と差替後電源 Δ kW単価（本来）の差額を2で除した単価。なお、その端数は小数点以下第3位で四捨五入するものとする。

(23) 経済差替情報

甲が経済差替えした電源のうち、等分メリット単価分または加重平均時の等分メリット等単価分を事後的に精算することを希望する場合に、甲が乙へ提出する情報。第6条に定めるものとする。

(24) 経済差替理由書

経済差替情報を記載した提出様式

(25) 加重平均起動費返還単価分

起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格のうち、起動供出機（加重平均単価）の起動に係る費用の30分あたりの単価（単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位までとする。）。

(26) 加重平均差替え単価分

約定した単独発電機または各リスト・パターン（発電リソースを用いる場合）を差替えたことに伴い、起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価

格を変更する場合の当該変更後の起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を差替え前の加重平均価格から差し引いた単価（単価の単位は、円/キロワットとし、銭単位までとする。）。

(27) 加重平均起動費返還区分

起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格で約定し、起動供出機（加重平均単価）が提供期間に起動しなかった場合、甲が当該約定した商品ブロックについて第7条に基づき登録する加重平均起動費返還単価分の返還要否の区分

(28) 加重平均差替え返還区分

経済差替えに該当しない電源差替えに伴い、起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格を変更する場合、甲が当該約定した商品ブロックについて第7条に基づき登録する加重平均差替え単価分の返還要否の区分

(29) 約定単価内訳兼返還情報

第4条第1項各号に該当する場合に、甲が、乙へ提出する情報。第7条に定めるものとする。

(30) 約定単価内訳兼返還情報様式

約定単価内訳兼返還情報を記載した提出様式

2 本覚書における前項に定める用語以外の用語の定義は、原契約および取引規程（需給調整市場）に準拠するものとする。

（起動費等の事後精算の対象）

第2条 甲と乙は、以下の各号に定める場合、当該各号に定める費用について、事後的に精算するものとする。なお、当該各号に定める費用について、各取引規程別冊第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第1項にもとづき、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えをする場合であって、約定した単独発電機または各リスト・パターンについて算定した額よりも、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンについて算定した額が低いときは、甲および乙の協議により、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンについて算定した額とすることもできるものとする。

(1) 甲が、連続入札単位で入札した結果、 Δ kW単価に以下のいずれかもしくは全ての費用が含まれるリソースについて、連続入札単位のうち一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックとなった場合、1ブロックのみに入札した結果、 Δ kW単価に以下のいずれかもしくは全ての費用が含まれるリソースについて、当該ブロックが一部不落ブロックとなった場合、または起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合。

以下に定める費用

- イ 起動費未回収分相当額
- ロ 最低出力までの発電電力量の機会費用
- ハ 最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（起動供出機）
- ニ 最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（持ち下げ供出機）

(2) 甲が、起動供出機加重平均ブロックにおいて、起動供出機（加重平均単価）を入札した結果、連続入札単位のうち一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックとなった場合（1ブロックのみに入札した結果、一部不落になった場合も含む）、起動供出機（加重平均単価）の起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合、または持ち下げ供出機（加重平均単価）を入札した結果、一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックとなった場合

加重平均起動費未回収分相当額

(3) 甲が連続入札単位で入札した結果、約定間不落ブロックとなり第1号口の費用と比較し、停止・再起動にかかる費用が安価の場合

当該リソースを停止・再起動させたときの停止・再起動にかかる費用。なお、当該リソースの当該費用が第1号口を上回る場合においては、第1号口の当該リソースの当該費用を精算するものとする。

2 甲と乙は、前項にかかわらず、以下の各号に該当するブロックは、前項第1号口、ハおよびニの費用の精算は行わない。

(1) 前項第3号の費用を精算する不落ブロック

(2) 連続入札単位のうち、最初のブロックが不落ブロックの場合における最初のブロックから次の約定ブロックの1つ前のブロックまでの不落ブロック。ただし、約定ブロックの Δ kW供出に伴い当該不落ブロックにおいて最低出力を維持した場合は除く。

(3) 連続入札単位のうち、最後のブロックが不落ブロックの場合における最後のブロックから前の約定ブロックの1つ後ろのブロックまでの不落ブロック。ただし、約定ブロックの Δ kW供出に伴い当該不落ブロックにおいて最低出力を維持した場合は除く。

(4) 約定間不落ブロックのうち、ゲートクローズ時点の発電販売計画における発電計画がゼロの不落ブロック

3 甲と乙は、第1項にかかわらず、起動供出機加重平均ブロックのうち以下の各号に該当する起動供出機加重平均ブロックは、起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）における第1項第1号ハおよびニの費用の精算は行わない。

(1) 起動供出機（加重平均単価）が第1項第3号の費用を精算する不落ブロッ

ク

- (2) 起動供出機（加重平均単価）における，最初のブロックが不落ブロックの場合における最初のブロックから次の約定ブロックの1つ前のブロックまでの不落ブロック。ただし，約定ブロックの Δ kW供出に伴い当該不落ブロックにおいて最低出力を維持した場合は除く。
- (3) 起動供出機（加重平均単価）における，最後のブロックが不落ブロックの場合における最後のブロックから前の約定ブロックの1つ後ろのブロックまでの不落ブロック。ただし，約定ブロックの Δ kW供出に伴い当該不落ブロックにおいて最低出力を維持した場合は除く。
- (4) 起動供出機（加重平均単価）における，約定間不落ブロックとなり，ゲートクローズ時点の発電販売計画における発電計画がゼロの不落ブロック

（経済差替時の事後精算の対象）

第3条 甲と乙は，甲が経済差替えをし，かつ当該電源のうち，等分メリット単価分を事後的に精算することを希望する場合には，当該等分メリット単価分について事後的に精算するものとする。

（加重平均起動費返還単価分および加重平均単価分の事後精算の対象）

第4条 甲と乙は，甲が以下の各号に該当する場合，加重平均起動費返還単価分および加重平均差替え単価分の返還について事後的に精算するものとする。

- (1) 起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格により約定し，起動供出機（加重平均単価）が Δ kWを供出するために提供期間に起動しなかった場合
- (2) 起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格により約定し，経済差替えによらず，各取引規程別冊第36条（約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替え）第3項にもとづき， Δ kW約定単価を変更する場合

（不約定単価内訳兼起動費事後精算情報の提出）

第5条 甲は，第2条第1項の精算を行う場合，当面の間，第2条の精算の対象となる系統コードごとおよび30分コマごとに，以下に定める項目を不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式に記載し，当該様式を，提供期間が属する月の翌月の第1営業日までに乙へメールで送付する方法により提出するものとする。なお，停止・再起動にかかる費用を精算する場合には，第2条第1項第1号ロまたはハの金額と比較し，安価であることを確認するため，第2条第1項第1号ロまたはハに定める費用もあわせて記載すること。

イ 事象 No.

ロ 精算パターン

ハ 余力活用契約対象リソース区分

- ニ 取引日
- ホ 時刻コード
- ヘ 持ち下げ供出機区分
- ト 系統コード
- チ 系統コード（差替後）
- リ 商品区分
- ヌ 売り入札 I D
- ル 約定番号
- ヲ 約定識別 I D
- ワ MMS 起動費単価
- カ 加重平均前の Δ k W 単価
- コ 加重平均起動費未回収分相当額
- タ 最低出力までの発電電力量の機会費用単価
- レ 発電計画
- ソ 最低出力
- ツ 約定希望 Δ k W
- ネ Δ k W 約定量
- ナ 最低出力までの発電電力量の機会費用単価 \times (約定希望 Δ k W $-$ Δ k W 約定量)
- ラ 最低出力維持した場合の費用合計
- ム 停止・再起動にかかる費用
- ウ 事象毎の最終行
- キ 妥当性確認
- ノ 応札状況
- オ 約定状況
- ク 並解列状態（実績）
- ヤ 起動費未回収分相当額
- マ 最低出力までの発電電力量の機会費用

- 2 甲から提出された不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式について、乙が起動実績他と不約定単価内訳兼起動費事後精算情報に相違があると認めた場合、またはその他の乙が必要と認めた場合、甲は、乙が指定した期日までに、乙の指示に従い、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式を訂正のうえ、乙へ再提出するものとする。

（経済差替情報の提出）

第6条 甲は、第3条の精算を行う場合、第3条の精算の対象となる系統コードごとおよび30分コマごとに、以下に定める項目を経済差替理由書に記載し、当該様式を、提供期間が属する月の翌月の第1営業日までに乙へメールで送付する方

法により提出するものとする。また、起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格で入札し、約定した電源を経済差替えした場合はもしくは起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）を差替えしたときは、起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）の両方の情報を記載する。

- イ 系統コード
- ロ 持ち下げ供出機区分
- ハ 約定番号
- ニ 約定識別 I D
- ホ 取引日
- ヘ 時刻コード
- ト 差替後 Δ kW 約定量
- チ 差替前 Δ kW 単価
- リ 差替後 Δ kW 単価
- ヌ 差替後電源 Δ kW 単価（本来）
- ル 等分メリット単価分
- ヲ 経済差替理由

- 2 甲から提出された経済差替理由書について、乙が経済差替情報に相違があると認めた場合、またはその他の乙が必要と認めた場合、甲は、乙が指定した期日までに、乙の指示に従い、経済差替理由書を訂正のうえ、乙へ再提出するものとする。

（約定単価内訳兼返還情報の提出）

第7条 甲は、第4条の精算を行う場合、第4条の精算の対象となる起動供出機（加重平均単価）および持ち下げ供出機（加重平均単価）の系統コードごとおよび30分コマごとに、第2項に定める項目を約定単価内訳兼返還情報様式に記載し、当該様式を、提供期間が属する月の翌月の第1営業日までに乙へメールで送付する方法により提出するものとする。

- 2 第1項に定める情報は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に該当する場合

以下の項目とする。

なお、加重平均起動費返還単価分は、起動費単価分、加重平均起動費返還区分は、起動費返還区分へ登録すること。

- イ 約定番号
- ロ 約定識別 I D
- ハ 約定年月日
- ニ 時刻コード
- ホ 系統コード

- ヘ エリアコード
- ト 約定価格
- チ 起動費単価分
- リ 起動費返還区分

(2) 第4条第1項第2号に該当する場合
以下の項目とする。

なお、加重平均差替え単価分は、持ち下げ単価分、加重平均差替え返還区分は、持ち下げ返還区分へ登録すること。

- イ 約定番号
- ロ 約定識別ID
- ハ 約定年月日
- ニ 時刻コード
- ホ 系統コード
- ヘ エリアコード
- ト 約定価格
- チ 持ち下げ単価分
- リ 持ち下げ返還区分

3 甲から提出された約定単価内訳兼返還情報様式について、乙が約定単価内訳兼返還情報に相違があると認めた場合、またはその他の乙が必要と認めた場合、甲は、乙が指定した期日までに、乙の指示に従い、約定単価内訳兼返還情報様式を訂正のうえ、乙へ再提出するものとする。

(不約定単価内訳兼起動費事後精算対象情報による精算)

第8条 甲と乙は、甲から提出された不約定単価内訳兼起動費事後精算対象情報にもとづき、第2条に定める起動費等の事後精算の対象を以下の各号により算定し、算定対象期間に亘って合計した金額を精算するものとする。なお、本項各号および第2項により算定された金額は、原契約第16条（決済の対象）における約定料金に加算し、その加算後の金額を約定料金として精算するものとする。

(1) 起動費未回収分相当額の算定

系統コードごと、30分コマごとに、連続入札単位のうち、一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックの場合（1ブロックのみに入札した結果、一部不落ブロックになった場合も含む。）、または起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合の起動費単価分ごとに、当該30分コマの約定希望 Δ kWから Δ kW約定量を差し引いた量を乗じた金額

(2) 最低出力までの発電電力量の機会費用の算定

系統コードごと、30分コマごとに、連続入札単位のうち、一部のブロック

が不落ブロックもしくは一部不落ブロックの場合（1ブロックのみに入札した結果、一部不落ブロックになった場合も含む）、または起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合の最低出力までの発電電力量の機会費用に当該30分コマの約定希望 Δ kWから Δ kW約定量を差し引いた量を乗じた金額

(3) 加重平均起動費未回収分相当額の算定

系統コードごと、30分コマごとに、起動供出機加重平均ブロックにおいて、起動供出機（加重平均単価）を入札した結果、連続入札単位のうち一部のブロックが不落ブロックもしくは一部不落ブロックの場合（1ブロックのみに入札した結果、一部不落ブロックになった場合も含む）、起動供出機（加重平均単価）の起動費等を按分して複合市場商品および三次調整力②の Δ kW単価に含め入札した結果、いずれか一方の商品区分において全てのブロックが不落ブロックとなった場合、または持ち下げ供出機（加重平均単価）を入札した結果、一部のブロックが不落ブロックまたは一部不落ブロックとなった場合の、加重平均起動費未回収分相当額に当該30分コマの約定希望 Δ kWから Δ kW約定量を差し引いた量を乗じた金額

(4) 最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額の算定

系統コードごと、30分コマごとに、起動供出機加重平均ブロックにおいて、起動供出機（加重平均単価）の最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（起動供出機）、または持ち下げ供出機（加重平均単価）の最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額（持ち下げ供出機）に当該30分コマの約定希望 Δ kWから Δ kW約定量を差し引いた量を乗じた金額

(5) 停止・再起動にかかる費用の算定

系統コードごと、約定間不落ブロックごとの停止・再起動にかかる費用

- 2 第5条第2項の定めにより、甲から、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式が再提出され、乙が第1項に定める金額の再算定が必要と判断した場合、乙は料金の再算定を行い、甲と乙は取引規程（需給調整市場）第51条（料金等の授受）の定めに従い再精算するものとする。

（経済差替理由書による精算）

- 第9条 甲と乙は、甲から提出された経済差替理由書にもとづき、以下の各号の算定に用いる Δ kW約定単価（取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれか複数に該当する場合は返還分控除後単価）について、系統コードごとおよび30分コマごとに、当該 Δ kW約定単価（取引規程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれか複数に該当する場合は返還分控除後単価）から等分メリット単価分を差し引いた単価を用いるものとする。ただし、複合市場商品に約定した場合に当該 Δ kW約定単価（取引規

程（需給調整市場）第44条（返還情報の登録）第2項各号のいずれか複数に該当する場合は返還分控除後単価）から等分メリット単価分を差し引いた単価が上限価格を超えるときは、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は上限価格を用いるものとする。なお、複合市場商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は複合市場商品における上限価格を用いるものとする。

- (1) 取引規程（需給調整市場）各別冊第39条（アセスメント）におけるアセスメント I に用いる $\Delta k W$ 約定単価
 - (2) 取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）に用いる $\Delta k W$ 約定単価
 - (3) 取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）(1)に用いる $\Delta k W$ 約定単価
- 2 第6条第2項の定めにより、甲から、経済差替理由書が再提出され、乙が第1項(1)に定める金額の再算定が必要と判断した場合、乙は料金の再算定を行い、甲と乙は取引規程第51条（料金等の授受）の定めに従い再精算するものとする。

（約定単価内訳兼返還情報による精算）

第10条 甲と乙は、甲から提出された約定単価内訳兼返還情報にもとづき、以下の各号の算定に用いる $\Delta k W$ 約定単価について、系統コードごとおよび30分コマごとに、当該 $\Delta k W$ 約定単価から加重平均起動費返還単価分および加重平均差替え単価分を差し引いた単価を用いるものとする。ただし、複合市場商品に約定した場合に当該 $\Delta k W$ 約定単価から加重平均起動費返還単価分および加重平均差替え単価分を差し引いた単価が上限価格を超えるときは、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は上限価格を用いるものとする。なお、複合市場商品に入札した場合、取引規程別冊（複合約定）第33条（約定の通知）第1項にもとづく約定結果の通知が単一商品の場合においても、提供期間の $\Delta k W$ 約定単価は複合市場商品における上限価格を用いるものとする。

- (1) 取引規程（需給調整市場）各別冊第39条（アセスメント）におけるアセスメント I に用いる $\Delta k W$ 約定単価
 - (2) 取引規程（需給調整市場）第40条（ペナルティ）に用いる $\Delta k W$ 約定単価
 - (3) 取引規程（需給調整市場）第46条（決済の対象）(1)に用いる $\Delta k W$ 約定単価
- 2 第7条第3項の定めにより、甲から、約定単価内訳兼返還情報様式が再提出され、乙が第1項第1号または第2号に定める金額の再算定が必要と判断した場合、乙は料金の再算定を行い、甲と乙は取引規程第51条（料金等の授受）の定めに従い再精算するものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲および乙は、秘密保持義務に関して、原契約第31条（秘密保持義務）の定めに従う。

2 甲が経済差替理由書を提出し、乙が当該経済差替理由書における理由を確認した結果、もしくは甲が電力広域的運営推進機関に提出した発電販売計画（翌日・週間）と発電計画を比較した結果、甲が経済差替を行う合理性が認められないと乙が判断した場合または甲が経済差替を実施した理由に疑義が生じた場合で、乙が電力・ガス取引監視等委員会に当該経済差替理由書等を報告する必要があると判断したときは、第1項にかかわらず、当該経済差替に関する情報を電力・ガス取引監視等委員会に開示することができるものとする。

(本覚書の有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から原契約にもとづく全ての債務の履行が完了した日までとする。

(協議事項)

第13条 本覚書により難しい特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(契約の失効)

第14条 2020年〇〇月〇〇日付需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書は、本覚書の締結をもってその効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2026年 4月 日

甲 〇〇〇〇（住所）
〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇（住所）
〇〇〇〇送配電株式会社
〇〇〇〇